

平成二十二年第四回垂井町議会定例会第三日

平成二十二年六月十七日（木曜日）

一 出席議員及び欠席議員

出席議員

一	番	藤	理	君
二	番	吉	野	誠
三	番	木	村	千
四	番	栗	田	利
五	番	広	瀬	文
六	番	奥	村	耕
七	番	末	政	京
八	番	岩	崎	秋
九	番	丹	羽	豊
十	番	小	林	敏
十一	番	小	林	敏
十二	番	広	瀬	康
十三	番	衣	斐	弘

欠席議員

なし

二 地方自治法第二百一十一条の規定により説明のため出席した者

町	長	中	川	満	也	君				
副	町	長	若	山	隆	史	君			
総	務	課	長	永	澤	幸	男	君		
企	画	調	整	課	長	早	野	博	文	君

三 職務のため出席した事務局職員

税	務	課	長	興	慈	善	君			
健	康	福	祉	課	長	中	村	繁	範	君
住	民	課	長	桐	山	浩	治	君		
建	設	課	長	小	川	孝	夫	君		
産	業	課	長	三	浦	高	雄	君		
上	下	水	道	課	長	中	島	健	司	君
会	計	管	理	者	兼	古	山	則	雄	君
消	防	主	任	吉	田	守	男	君		
教	育	長	渡	辺	眞	悟	君			
学	校	教	育	課	長	乾	豊	君		
生	涯	学	習	課	長	多	賀	清	隆	君
事	務	局	長	高	木	一	幸			
書	書	記	久	保	田	陽	一			
書	記	藤	塚	怜	奈					

四 議事日程

平成二十二年第四回垂井町議会定例会第三日議事日程

開議 平成二十二年六月十七日（木）

午前九時

日程第一 議第四十二号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第二 議第四十三号 垂井町職員の育児休業等に関する条例

の一部改正について

日程第三 議第四十四号 垂井町国民健康保険条例の一部改正について

日程第四 議第四十六号 平成二十二年垂井町一般会計補正予算(第二号)

日程第五 議第四十七号 平成二十二年垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

日程第六 議第四十五号 平成二十一年度垂井町水道事業会計決算認定について

日程第七 議第四十八号 垂井町父子福祉手当支給条例の廃止について

日程第八 議第四十九号 垂井町立府中小学校校舎(中・西棟)耐震・大規模改修工事(建築)請負契約の締結について

五 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

六 会議の次第
議長(衣斐弘修君) これより本日の会議を開きます。(午前九時一分)

本日の会議録署名議員には、会議規則第九十九条の規定により、三番木村千秋君、四番栗田利朗君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第一 議第四十二号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議長(衣斐弘修君) 日程第一、議第四十二号垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第四十二号垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二 議第四十三号 垂井町職員の育児休業等に関する条例

の一部改正について

議長（衣斐弘修君） 日程第二、議第四十三号垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第四十三号垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第三 議第四十四号 垂井町国民健康保険条例の一部改正について

議長（衣斐弘修君） 日程第三、議第四十四号垂井町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第四十四号垂井町国民健康保険条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第四 議第四十六号 平成二十二年度垂井町一般会計補正予算（第二号）

議長（衣斐弘修君） 日程第四、議第四十六号平成二十二年度垂井町一般会計補正予算（第二号）を議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第四十六号平成二十二年度垂井町一般会計補正予算（第二号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第五 議第四十七号 平成二十二年度垂井町国民健康保険特

別会計補正予算（第一号）

議長（衣斐弘修君） 日程第五、議第四十七号平成二十二年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第四十七号平成二十二年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第六 議第四十五号 平成二十一年度垂井町水道事業会計決

算認定について

議長（衣斐弘修君） 日程第六、議第四十五号平成二十一年度垂井町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、総務産業建設委員会の審査が終了しておりますので、これより委員長の報告を求めます。総務産業建設委員長藤埴理君。

〔総務産業建設委員長藤埴理君登壇〕

総務産業建設委員長（藤埴理君） ただいまより委員長報告をいたします。

第一日の会議において、総務産業建設委員会に付託されました議第四十五号平成二十一年度垂井町水道事業会計決算認定について、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会としましては、六月九日に委員会を開催し、上下水道課長等から決算書に基づく説明を求める中で審査いたしました結果、本決算については妥当なものであり、認定すべきものと決定をいたしました。

なお、昨年に続き、純損失を計上することとなったが、安全で安定的な水の供給のための中・長期の施設整備計画とそれに伴う綿密な財政計画を策定され、より一層、効率的で健全な経営に努められたい。また、積立金や企業債などは総合的に検討し、計画的な資金調達に努められたい。

なお、有収率は向上しているが、その内容の分析を行い、さらなる有収率の向上にも努められるよう要望し、報告を終わります。議長（衣斐弘修君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

二番吉野誠君。

〔吉野誠君登壇〕

二番（吉野誠君） 今、総務産建委員長から報告がありましたけど、私は一つわからないので、お聞きしたいと思っております。

資料でいただいております中に、平成二十一年度垂井町水道事業会計決算審査意見書ということで、垂井町監査委員から出ておりますが、この八ページの中で後ろから五行目のところ、「今後の水道事業の経営に当たっては、需要量が伸び悩む中、事務事業の見直しによる経常経費の削減や経営の合理化」というふうにつたっておりますが、では、私もわかりませんのでお聞きしますけど、事務事業の見直しということは、何の内容を指しているのかと。それからそれに基づく経常経費の削減はどこどこなんでしょうか。

〔発言する者あり〕

聞いておるんやがな、わからへんで。

それからもう一つ、経営の合理化ということの文言についてわ

かりませんので、お答え願いたいなと思っております。議長（衣斐弘修君） 申し上げます。

本議案は、総務産業建設委員会に付託し、委員会審査が終了しておりますので、質疑は委員会審査の経過及び結果に対してお願いいたします。

他に質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 委員会で、担当課長、もしくは町長、もしくは副町長から説明はいただいたんですが、平成二十一年度の水道会計におきまして、最終残ったお金は八億八千二百万円であります。

この内訳としまして、減債積立金一億六千二百万円、建設改良積立金四億八千七百万円、それから平成二十二年三月二十五日に新たに八千五百万円の起債を起こし、さらに残りの積立金以外の現金としましては二億三千三百万円余ったわけであります。この八千五百万円の新たな起債を起こさなくても、一億四千八百万円という現金が残っております。これに対して、なぜ起債を起こしたのかという説明をいただきましたが、納得できないような内容でありました。それについて、委員長のまずもう一度この場でどのような報告があったのかということをお尋ねしたいと思えます。議長（衣斐弘修君） 総務産業建設委員長藤埴理君。

〔総務産業建設委員長藤埴理君登壇〕

総務産業建設委員長（藤埴理君） その件に関しては、町長の方

から答弁もございました。そのときは、奥村議員も同席をしておられたと理解をしておりますので、その点は御了解いただきたいというふうに思っております。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告はこれを認定するべきとなっております。議第四十五号平成二十一年度垂井町水道事業会計決算認定については、これを委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

「「異議あり」と呼ぶ者あり」

ただいま異議ありということございましたので、これより採決に入ります。採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は、これを認定するべきものとなっております。議第四十五号平成二十一年度垂井町水道事業会計決算認定については、これを委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

日程第七 議第四十八号 垂井町父子福祉手当支給条例の廃止について

議長（衣斐弘修君） 日程第七、議第四十八号垂井町父子福祉手当支給条例の廃止についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

「町長中川満也君登壇」

町長（中川満也君） 議第四十八号垂井町父子福祉手当支給条例の廃止について提案理由を御説明申し上げます。

児童扶養手当法の一部を改正する法律により支給対象が父子家庭へ拡大されることに伴い、条例を廃止するものであります。

細部につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長中川繁範君。

「健康福祉課長中川繁範君登壇」

健康福祉課長（中川繁範君） それでは、垂井町父子福祉手当支給条例の廃止について補足説明を申し上げます。

垂井町父子福祉手当支給条例は、母と生計を同じくしていない児童に対して父子福祉手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的として、昭和五十五年四月一日からこの条例が施行されてきたところでございますが、去る六月二日に児童扶養手当法の一部を改正する法律が公布されまして、八月一日から施行されることになりました。

この改正法では、児童扶養手当の父子への支給が盛り込まれ
ましたことにより、町単独で行ってまいりました垂井町父子福祉手
当支給条例を廃止するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第四十八号垂井町父子福祉手当支給条例の廃止については、
これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決され
ました。

日程第八 議第四十九号 垂井町立府中小学校校舎（中・西棟）

耐震・大規模改修工事（建築）請負契
約の締結について

議長（衣斐弘修君） 日程第八、議第四十九号垂井町立府中小学
校校舎（中・西棟）耐震・大規模改修工事（建築）請負契約の締
結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

「町長中川満也君登壇」

町長（中川満也君） 議第四十九号垂井町立府中小学校校舎
（中・西棟）耐震・大規模改修工事（建築）請負契約の締結につ
いて提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきましては、去る六月四日に指名競争入札に付しま
したところ、内藤・平成特定建設工事共同企業体、代表者、岐阜
市六条南三丁目十番十号、内藤建設株式会社 代表取締役 内藤
宙が落札いたしましたので、この者と一億六千六十五万円で請負
契約を締結するため、地方自治法第九十六条第一項第五号及び垂
井町議決条例第二条の規定により、議会の議決を求めるものであ
ります。

細部につきましては、総務課長並びに学校教育課長に補足説明
をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしく
お願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 総務課長永澤幸男君。

「総務課長永澤幸男君登壇」

総務課長（永澤幸男君） それでは、今、上程されました議第四
十九号垂井町立府中小学校校舎（中・西棟）耐震・大規模改修工
事（建築）請負契約の締結に係ります補足説明をさせていただきます。
あわせてお手元に配付の資料でございますが、指名競争入
札結果表もごらんいただきますようお願いいたします。

提案説明にもございましたように、当工事につきましては、去
る平成二十二年六月四日に指名競争入札を執行いたしましたところで
ございます。

本件の入札につきましては、垂井町建設工事指名競争入札参加者選定に関する基準に基づきまして、二社による共同企業体で行うこととさせていただきます。町内の八社、それから県内十社にそれぞれ共同企業体の結成依頼通知をした結果、届け出期限の五月二十四日までに届け出があつた特定建設工事共同企業体、この後は共同企業体と呼ばせていただきますが、この結成届けを受理いたしました岐建・藤井建設共同企業体、桐山・桐山共同企業体、大日本・大計共同企業体、大橋・タワダ共同企業体、上村・桐建共同企業体、内藤・平成共同企業体、宇佐美・とみた共同企業体、藤塚・室建工共同企業体の八社により業者で執行してまいりまして、一回目の入札で予定価格に達しまして、内藤・平成共同企業体が、税抜きでございますが、一億五千三百万円で落札いたしましたものでございます。議案にもございますが、この入札結果によりまして、消費税等合わせまして一億六千六十五万円で同共同企業体代表者、内藤建設株式会社、代表取締役、内藤宙と工事請負契約を締結するに当たりまして、予定価格が五千万円以上の工事請負となりますので、本契約を締結することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

また、今回の共同企業体の出資割合でございますが、内藤建設株式会社が六〇%、平成興産株式会社が四〇%で、完成期限は平成二十二年十二月十五日でございます。

なお、分離発注として電気設備工事及び機械設備工事、それと一緒にいたしました工事監理業務につきましても、同日、入札に付したところでございます。お手元の入札結果のとおり落札業者が決定しておるところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 学校教育課長乾豊君。

〔学校教育課長乾豊君登壇〕

学校教育課長（乾豊君） ただいま上程されております府中小学校中・西棟耐震・大規模改修工事の概要につきまして御説明を申し上げます。

府中小学校校舎中・西棟は、昭和四十一年に建築をされまして、鉄筋コンクリート三階建てで、延べ面積は二千九十九平方メートルでございます。

中・西棟は、平成元年度に大規模改修工事を実施しておりますけれども、建設当初から四十四年が経過をしております。耐震設計法の以前の建物でございますので、新たにプレスを中心に補強をすることといたしまして必要な耐震性能が得られるものと、社団法人の岐阜県建築士事務所協会耐震診断評定委員会から評定をされました。その後、県の教育委員会に内容の審査と承認を得まして、耐震補強を含めて施設整備を進めていくものでございます。

中・西棟の大規模改修につきましては、一階につきましては、床、壁、天井等の仕上げ改修を行ってまいりたいと思っております。また、二階、三階につきましては、既存の普通教室、あるいはワークスペースの改修を行っていきたいと思っております。また、電気設備につきましましては、照明器具の改修を行います。また、機械設備では、屋内消火栓あるいは手洗いの増設、トイレの改修を行ってまいりたいと思っております。

工期につきましては、契約の日から五カ月といたしまして、十

二月十五日を指しております。それに基づきまして、工事を進めてまいりたいというように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第四十九号垂井町立府中小学校校舎（中・西棟）耐震・大規模改修工事（建築）請負契約の締結については、これを同意することに御異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成二十二年第四回垂井町議会定例会を閉会いたします。（午前九時三十一分）

右会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成二十二年 月 日

議長 衣斐弘修

議員 木村千秋

議員 栗田利朗